

飯盛靈園組合
飯盛靈園整備基本構想



令和5年2月

飯盛靈園組合

目 次

第1章 霊園整備方針の趣旨	1
第2章 飯盛霊園の現状	2
第3章 墓所アンケート調査の結果	7
第4章 飯盛霊園の課題	10
第5章 飯盛霊園の今後の方向性	15

第1章 整備方針策定の趣旨

1 整備方針策定の目的

本組合では、これまで地元の下田原地域住民のご理解とご協力を得つつ、守口市、門真市、大東市、四條畷市の4市が連携した取組みを進めてきており、現在は約22,000区画の墓所や合葬墓等の整備を行うなど、関係市民の墓地需要に応えてきました。

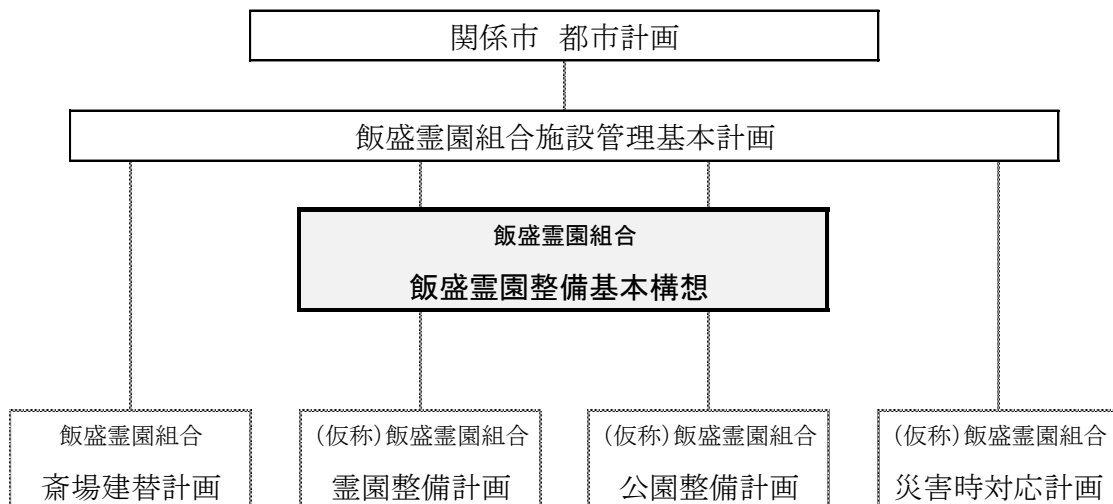
しかし、昭和40年の組合設立から50年以上の年月を重ねるなか、核家族化の進行に伴う墓所返還の増加や市民が希望する墓所形態の多様化など、お墓に対する社会情勢や意識が大きく変化しており、令和4年に実施したアンケート調査の結果においても、市民の墓地に対する不安の増加やニーズが多様化していることが伺えます。

また、墓所整備から約半世紀が経過したことで、既存の施設等が老朽化してきており、今後は計画的に再整備を進める必要があるとともに、開かれた都市公園として緑地保全や魅力あふれる公園として有効利用を検討するなど、時代に合った霊園への変革の必要にも迫られています。

本整備方針は、このような課題の解決を図り、将来にわたって関係市民および墓所使用者が安心して利用できるよう当霊園の目指すべき霊園整備の方針を定め、整備の形態や霊園の活用方針を計画するものです。

2 整備方針の位置付け

本整備方針は、先に定めた「飯盛霊園組合施設管理基本計画」の下部に位置づけられるもので、霊園及び公園整備を整備していくための総合的な方針として定めるものです。



3 期間

整備方針の定める期間は、令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間とします。なお、市民ニーズや社会状況の変化等を把握のうえ、5年経過後見直しを行います。

(6) 墓所造成区画状況

昭和42年度	1,110 区画	平成元年度	913 区画
昭和44年度	3,168	平成2年度	105
昭和49年度	1,582	平成4年度	308
昭和50年度	334	平成5年度	877
昭和51年度	351	平成7年度	252
昭和52年度	1,247	平成8年度	145
昭和53年度	1,032	平成9年度	223
昭和54年度	1,313	平成10年度	558
昭和55年度	311	平成11年度	1,925
昭和56年度	1,266	平成18年度	841
昭和57年度	552	平成20年度	260
昭和59年度	673	平成21年度	286
昭和60年度	794	平成22年度	414
昭和61年度	145	平成25年度	165
昭和62年度	355	平成26年度	253
		平成29年度	220
合 計		21,978 区画	

※上記は墓参道等の未整備墓所約 2,300 区画を含まない完成墓所数

(7) 墓所数

一般墓所の各区の使用数

区	総区画	使用許可区画	空き区画	使用率
1	1,110	1,021	89	92.0%
2	2,203	2,026	177	92.0%
3	1,851	1,653	198	89.3%
4	1,864	1,702	162	91.3%
5	1,893	1,750	143	92.4%
6	2,525	2,333	192	92.4%
7	5,084	4,636	448	91.2%
8	303	278	25	91.7%
9	1,400	1,291	109	92.2%
10	1,083	1,046	37	96.6%
11	223	207	16	92.8%
12	1,311	1,201	110	91.6%
13	1,128	901	227	79.9%
合計	21,978	20,045	1,933	91.2%

(令和4年3月末現在)

	一般墓所	合葬墓所
整備済墓所数	21,978	1
使用許可墓所数	20,045	6,483
使用許可件数	75	1,580
墓所返還件数	728	5

(令和4年3月末現在)

2 一般墓所の永代使用料及び維持費

(1) 永代使用料

墓所の種別	墓 所 面 積	使 用 料 (1平方メートルにつき)
一 般	4平方メートル以内	162,000 円
	6平方メートル以内	171,000
	8平方メートル以内	196,000
	12平方メートル以内	219,000
	16平方メートル以内	246,000
	20平方メートル以内	271,000
	20平方メートルを超えるもの	330,000
壁 型	4平方メートル以内	162,000
芝 生	4平方メートル以内	182,000

説 明

- 1 本表使用料は、関係市内に引き続き2年以上住所を有する者に適用し、前記以外の者には5割増とする。
- 2 面積の算定に当たり0.1平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てるものとする。
- 3 使用料の計算において100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

使用料の増徴率

(単位:%)

位置 配置 ゾーン	角地		次地		中地		独立の もの
	1列	2列	1列	2列	1列	2列	
A	30	20	15	5	10	0	40
B	40	30	25	15	20	10	50
C	50	40	35	25	30	20	60
D	60	50	45	35	40	30	70
E	70	60	55	45	50	40	80
F	80	70	65	55	60	50	80

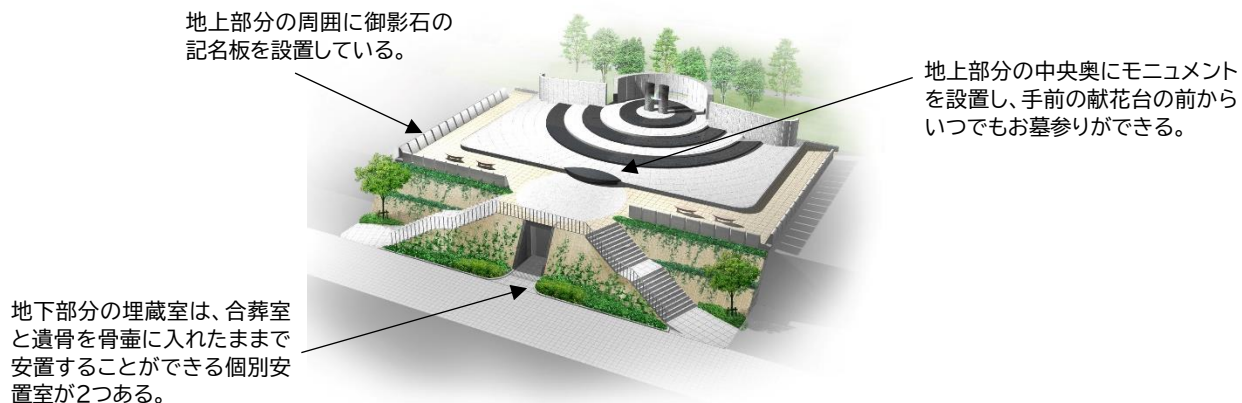
(2) 維持費

使用墓所面積1㎡につき年額 2,546 円(芝生墓所は1区画につき年額 10,180 円)を3年分又は20年分前納として徴収しています。

	件数	面積 (㎡)
3年	4,156	16955.5
20年	7,522	29151.4
永代	8,511	45590.3

3 合葬式墓地(「虹の丘」)

核家族化や少子化、家族意識の変化から多様化するお墓への要求に応えるため、平成19年度に設置しました。管理はすべて飯盛霊園組合が行い、承継者を必要としない新しい時代の埋蔵施設となっています。



(1)使用状況

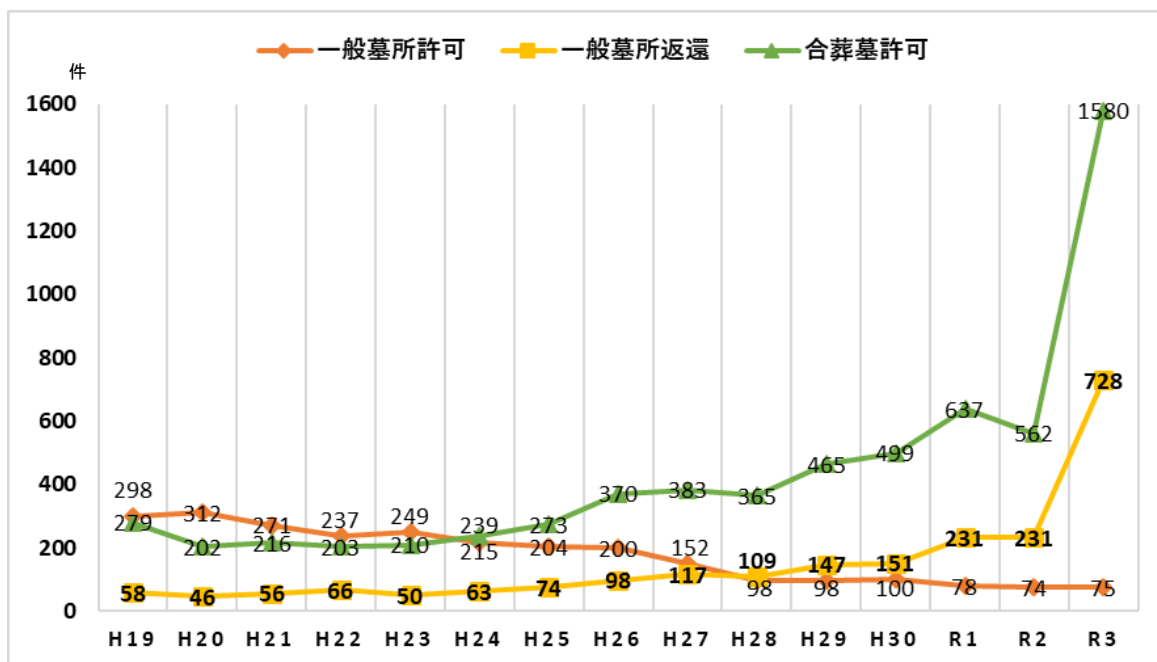
種別		令和3年度末 使用許可状況	
		件数	構成比(%)
資格別	守口市	1,086	16.7
	門真市	1,082	16.7
	大東市	928	14.3
	四條畷市	823	12.7
	特例等	1,943	30.0
	関係市外	621	9.6
	計	6,483	100.0

(2)使用料

申込区分		使用料
合葬	1体分	50,920円
個別安置(10年間)	1体分	50,920円(関係市外住民は5割増)
記名	1件分	101,850円(関係市外住民は5割増)

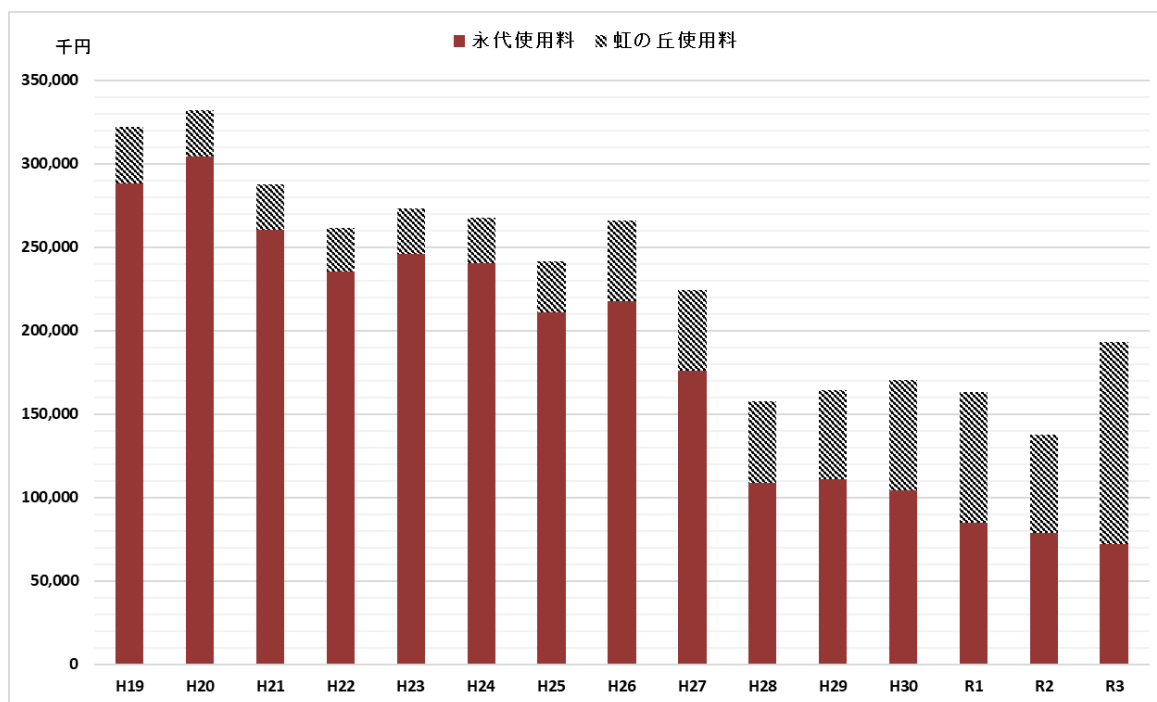
合葬を基本申込とし、希望者は遺骨の個別安置と記名板への記名を選択することができます。

4 使用許可件数、墓所返還件数の推移



一般墓所については、年々返還は増加傾向にあり、新規許可は減少傾向にあります。一方で合葬簿の許可が大幅に増加してきています。なお、令和3年度においては、墓所の返還特例制度の見直しにより墓所の返還及び合葬墓への改葬が急増しました。

5 使用料収入の推移(永代(一般墓所)、虹の丘)



永代使用料(一般墓所の使用料)は平成27年度ころから急激に減少している一方、虹の丘使用料が増加しており、令和元年度以降は収入額が拮抗するようになっています。

第3章 墓所アンケート調査の結果

1 墓地に関するアンケート調査

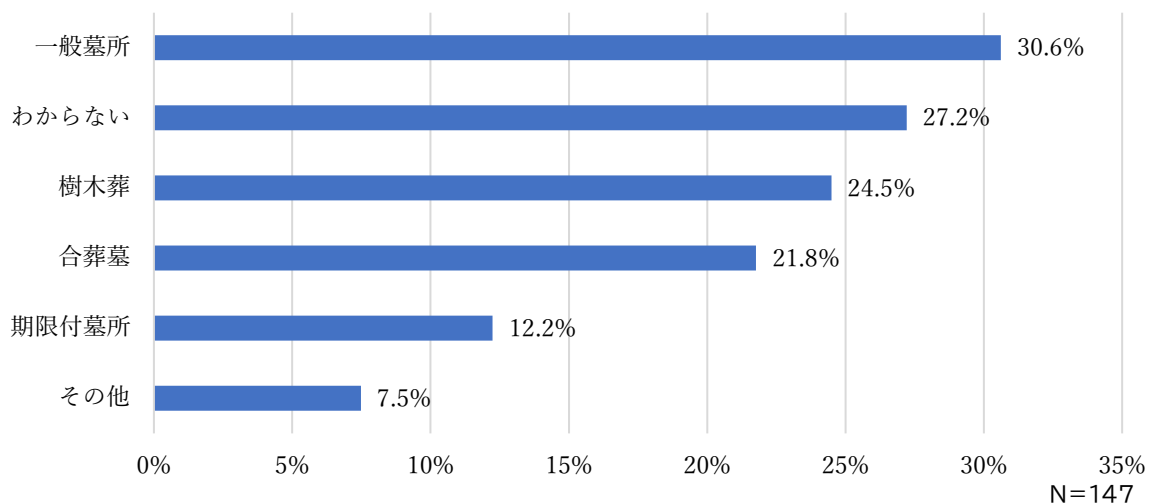
今後の墓所の維持管理を検討するにあたり、令和4年8月に「墓地に関するアンケート調査」をWEBで墓所使用者及び地元の下田原地域住民を含む関係4市の住民向けに実施しました。その主な結果は次のとおりです。

(1) 新しい墓地へのニーズ

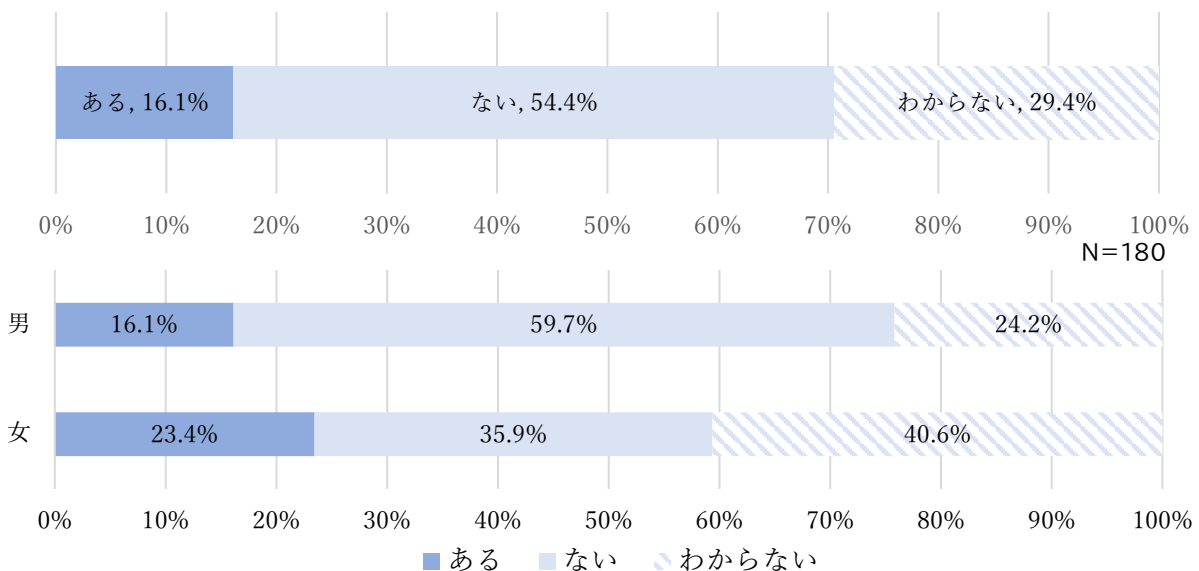
近年、墓所に対する意識に変化が生じています。アンケートで「今後お墓の取得を検討する場合、どのような種類の墓所を考えるか」の問いでは、「一般墓所」(30.6%)が一番多い結果となりましたが、近年一般墓所の申込が減り、「合葬墓(虹の丘)」(21.8%)が増えてきています。また、飯盛霊園に現在はない「樹木葬」(24.5%)は、合葬墓よりも関心が高くなっています。

また、「期限付墓所の関心」については、「関心がある」方が16.1%となり一定の関心があることがわかり、女性の方が男性よりも「ある」とする割合が多くなっています。

【今後の墓所の検討】



【期限付墓所の関心】

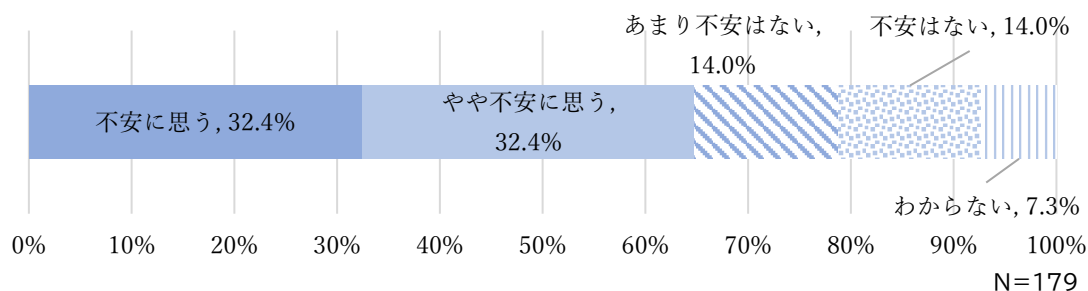


(2) 将来の墓地管理に対する不安

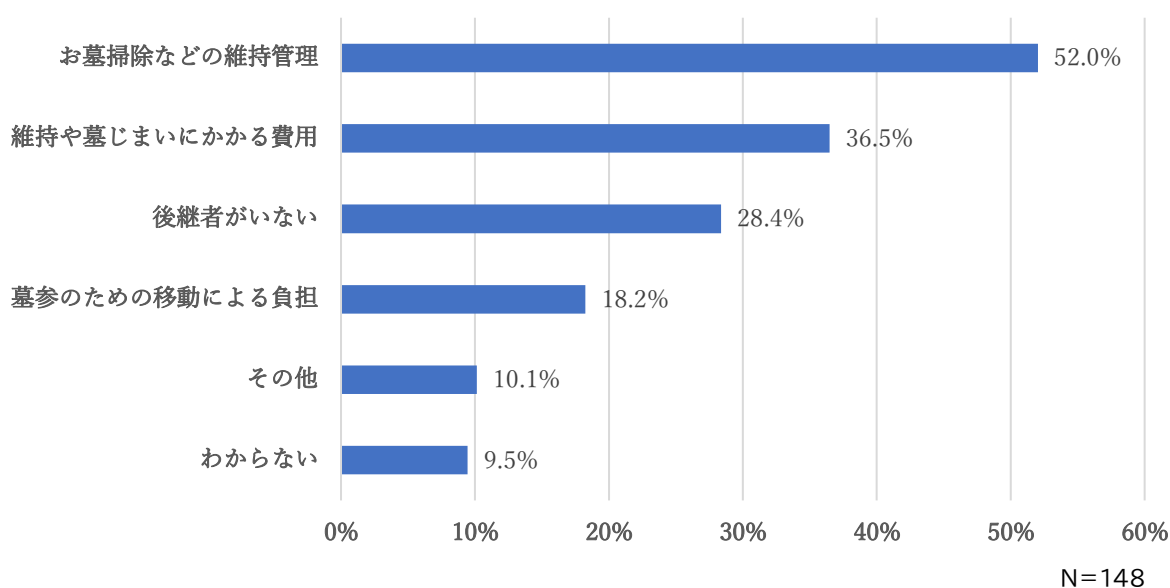
将来的な墓地管理に対する不安を尋ねたところ、約6割以上が不安であるとの回答があり、主な内容は「お墓の掃除などの維持管理」が一番多く、次いで「維持や墓じまいにかかる費用」、「後継者がいない」となっています。

今後は、ますます少子高齢化が進むことが予想されており、お墓の維持管理に不安を感じる市民がさらに増加することが考えられます。

【お墓の維持管理についての不安】



【お墓の維持管理で不安に思うこと】



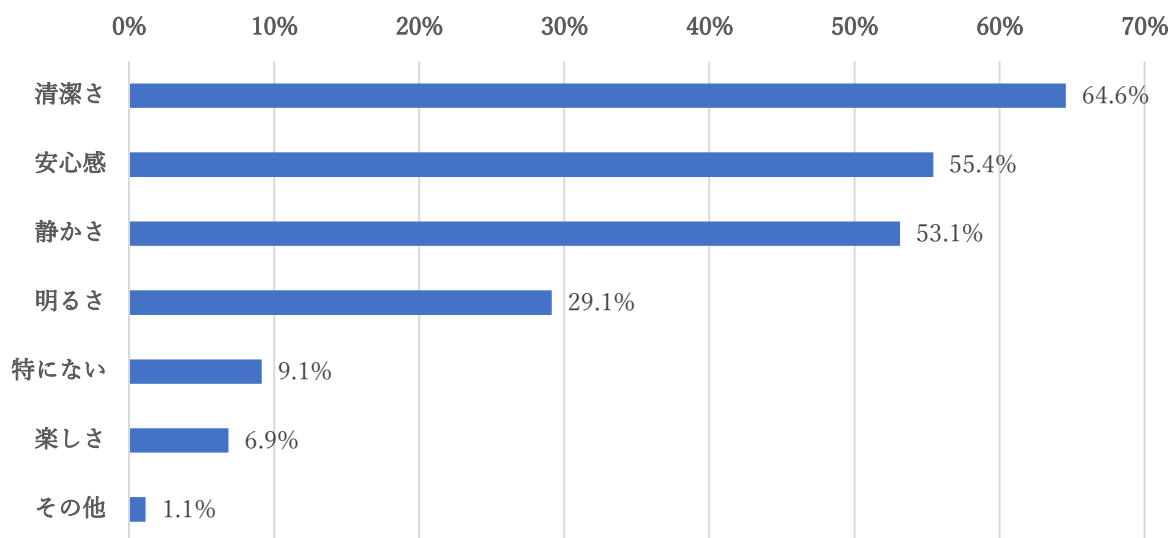
(3) 希望する霊園施設

飯盛霊園に対して重視するイメージについて尋ねたところ、「清潔さ」「安心感」「静かさ」という項目が多数となっています。緑が多い厳粛な墓地公園という飯盛霊園のイメージが広く受け入れられていることが表れています。

また、今後充実してほしい施設として「飲食販売のある休憩施設」が最も多くなっており、これは霊園周辺に飲食施設が少ないという立地条件が影響していることが考えられます。

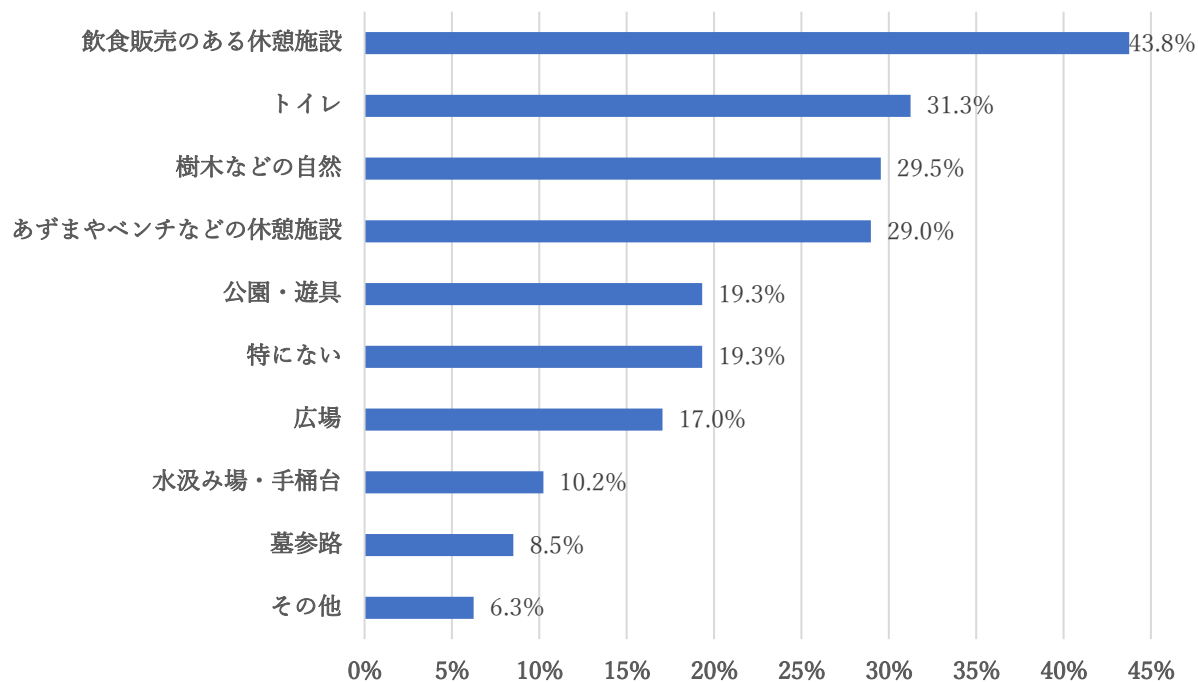
その他では「トイレ」、「樹木などの自然」、「あずまやベンチなどの休憩施設」が挙げられており、墓参路などの墓地関連施設よりも、付帯施設の充実を求める声が多くなっています。

【飯盛霊園に対して重視するイメージ】



N=175

【今後充実してほしい施設】



N=176

第4章 飯盛霊園の課題

昭和40年代から墓所を造成し供給を開始してきた飯盛霊園においては、建設から約60年を経過し、様々な課題が出てきています。また、ハード面だけでなく少子高齢化などの社会状況の影響により、お墓を取り巻く意識も変化してきています。

1 墓所使用者の不安に対する対応

(1) 墓所の無縁化

少子化や実家から離れて暮らす子どもが増えたことや、実家の墓を継承することができない等の理由で、「家」単位で墓を引き継いでいくことが難しい事例が増えています。また、永代維持費として使用許可を受けている場合は維持費を支払う必要がないため、定期的な支出が発生することはありませんが、却って祭祀する者が不在となった場合、管理が適切に行われず墓所がそのまま放置される恐れがあります。



(2) 墓所の維持管理の不安増

転勤が多い、遠方に住んでいる、墓所使用者の高齢化などの理由で定期的に墓参をして墓所の管理をすることが難しいという事例が増えています。また、継続的な維持費の支払いや老朽化した墓所の補修が難しいなど、金銭的に支払いが困難となるケースも増加しています。

(3) 墓参者の交通環境

高齢化社会を迎え、自家用車を利用することが困難となった場合は電車、バスなどの公共交通を利用して墓参することとなります。

また、霊園敷地が広大であることから、バス停から徒歩での墓参が体力的に負担となることも予想されるため、霊園までの交通手段の確保とともに霊園内の移動負担軽減についても課題となっています。

(4)有害鳥獣被害

自然のなかに霊園が立地していることから、霊園内外に多数の野生動物が確認されています。そのなかで有害鳥獣であるイノシシについては、霊園施設や墓所を荒らす事例が増加しており、近年墓所区画内を荒らし、墓石に被害を与えた事象も発生しました。このことから、実効性のある有害鳥獣対策が課題となっています。



(5)里山の荒廃

霊園の内外において自然が残されていますが、雑木林の手入れがなされていないため、太陽光が入らないなど鬱そうとした森林になっている箇所があります。このままでは植物や生物の多様性が失われたり、枯死する樹木が増加してしまうとともに、生態系が崩れることから有害鳥獣の被害が出るなどの悪循環に陥ってしまうため、里山の適正な管理を行い、本来の森林機能等を回復することが課題となっています。



(6) 植栽の老木化

霊園内の中心樹木であるソメイヨシノは、樹齢50年を迎え老木化し倒木の危険があります。その他の樹木も根回りの生育環境が悪いため健全な状態ではない樹木が多くあり、伐採する必要があります。

また、単に伐採した箇所に樹木を植え替えるのではなく、全体の施設利用を検討したうえでどのように植樹していくのか改めて検討していく必要があります。



(7) 設備等の老朽化

公園設備の老朽化が進行し一部施設は使用が不可となっているものもあり、また、墓参路などの墓域内施設についても継続して補修を行うことが必要です。

その際には単なる機能復元を行うのではなく、今後の霊園全体の総合的な利用を検討したうえで時代に合ったりリニューアルを行い、静寂な雰囲気を保ちつつ日常においても市民利用の場として活用されるような場所となるような検討が求められます。



2 新たな墓所や公園への対応

(1)一般墓所の返還増、申込減

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの変化等により、従来の墓所の継承が困難になっている時代背景などから、一般墓所の返還が増加しています。飯盛霊園においては令和3年度末をもって返還特例制度が終了したことにより墓所返還数が急激に増加しましたが、今後はやや減少することが見込まれるものの、墓所返還は今後も継続していくものと思われます。

また、一般墓所の新規申込はピーク時の1/3程度となっており、新たに一般墓所を求める人は減少傾向にあることから、今後の財政運営上の課題となっています。

(2)合葬墓の申込増

近年一般墓所の申込件数の減少に反比例し、将来の維持管理に不安がない合葬墓への申込が増加しています。現在墓所を持っていない方々だけでなく、一般墓所から合葬墓への改葬も増加しており、今後も申込が増加することが見込まれます。

一方で平成19年の供用開始から15年が経過し、維持補修の必要性や、記名板の不足が見込まれるなどの課題が出てきています。

(3)新規形態墓所の要望増

より自然に近い形のお墓を希望する“樹木葬”や、従来の墓所より小規模で費用負担が少ない“小区画墓所”、期限を定め将来は合葬墓に自動的に改葬する“期限付墓所”など、現在の飯盛霊園にない形態の墓所を求める市民が増加してきていると推測され、こういった社会情勢の変化に対応する墓所整備が課題となっています。

(4)未利用地の活用

霊園の入口からシンボルゾーンまでの間に比較的大きな面積を占める未利用地がありますが、現在臨時バス停として利用しているのみとなっています。今後は、周辺施設の再生も含め効果的な土地の有効利用の検討が課題となっています。



3 厳しい財政状況への対応

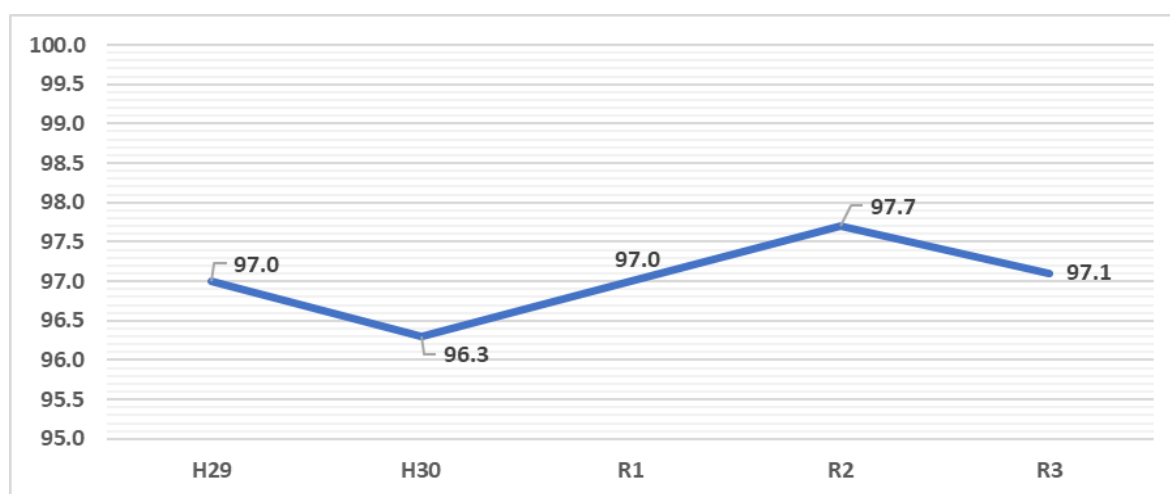
(1)維持費等の滞納対策

維持費については承継手続きが滞ることなどの理由から、滞納となってしまうケースがあり、各ケースに寄り添った対応が求められています。現在維持費の納入方法は「銀行窓口での納付書払」又は「組合窓口での支払」のみとなっており、遠方におられる使用者が支払いづらいことも支払遅延の一因となっていると考えられ、その対応が課題となっています。

電子決済等の導入には一定の経費が必要ですが、簡単に納付ができるようになり、納付率が向上することで、滞納者への督促事務経費を軽減することができると考えられます。

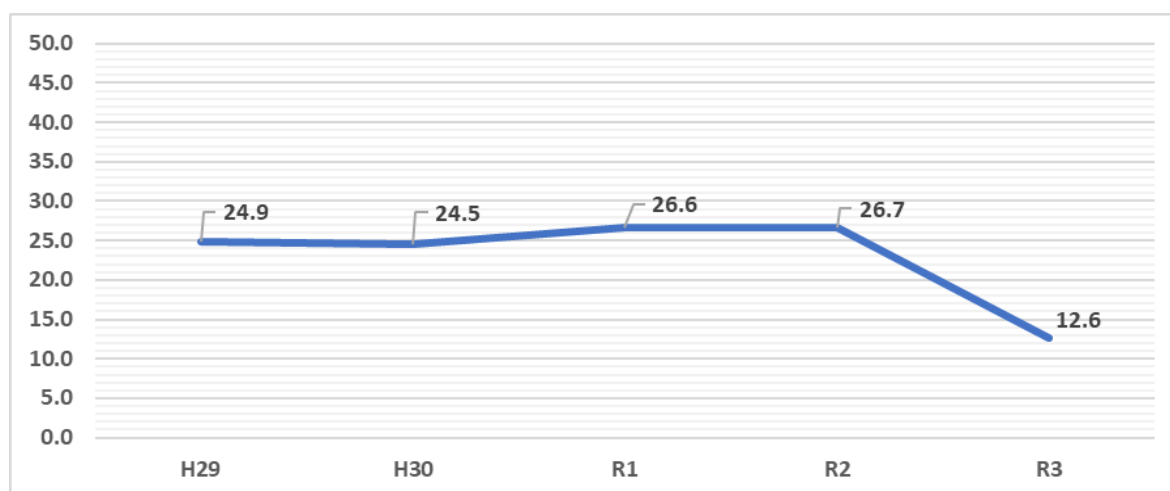
○過去5年間の維持費収納率の推移

(単位:%)



○過去5年間の滞納維持費徴収率の推移

(単位:%)



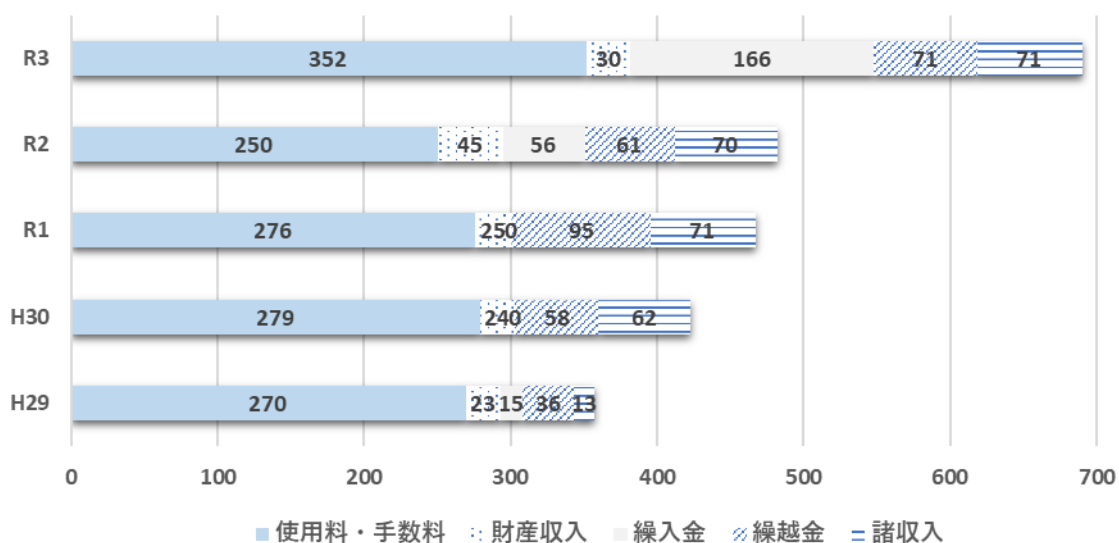
(2) 使用料等の見直し

霊園の維持管理については、関係市民の全てが霊園を利用するわけではないことから、経費については使用者等に応分の負担をしていただく受益者負担としています。

令和3年度においては、一般墓所の特例返還制度が終了することに伴い合葬墓虹の丘の利用者が一時的に増加したところですが、一般墓所の使用料や手数料は長期間単価の見直しなどが行われていないため、今後は近年の物価等の上昇によるコスト増や将来の改修計画による大規模な支出を見据え、適正な金額に見直すことも課題とあげられます。

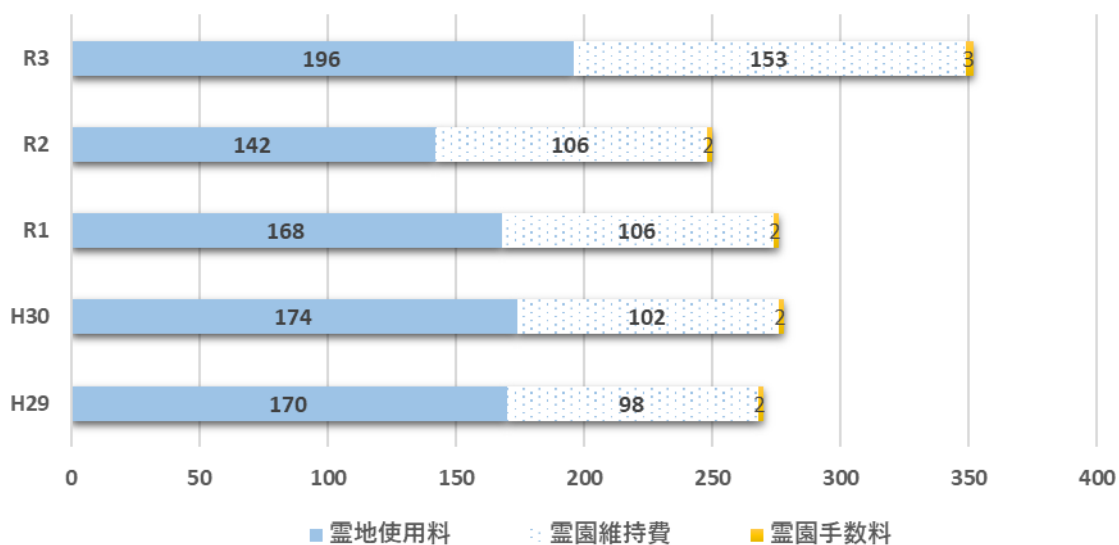
○過去5年間の歳入の内訳(決算、収入済額)

(単位:百万円)



○過去5年間の使用料・手数料収入の内訳

(単位:百万円)



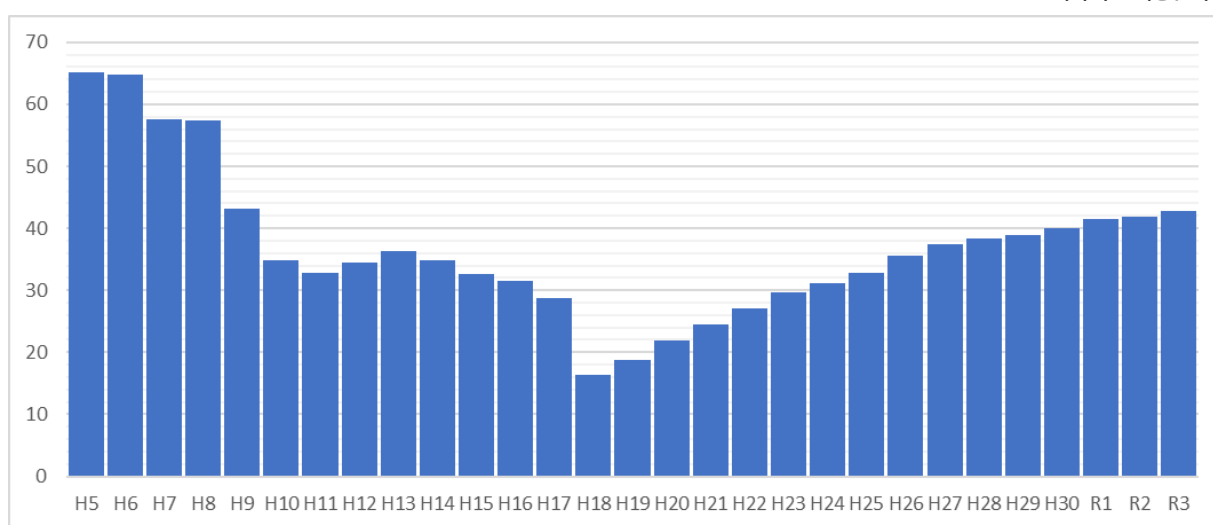
(3) 霊園整備基金の活用

霊園整備基金については、永代維持費として徴収済使用者の維持費相当分を運用によって生み出すことや大規模な工事の際の原資として活用していますが、昨今の低金利政策により運用益を生み出すことは非常に難しい状況となっています。今後も社会情勢に応じて安全かつ有利な運用を続け、運用益を得ていくことが求められます。

現在、本組合では斎場の建替えを計画しており、一般会計において大きな資金需要が見込まれます。組合一般会計への貸付けは、外部運用よりも有利な運用が見込まれることも考慮し、今後は短期的な運用成績にとらわれることなく、総合的、長期的視点で運用計画を再検討することが必要です。

○ 霊園整備基金残高の推移

(単位:億円)



※当面の基金積立目標 50 億円

(4) 今後の墓所需要

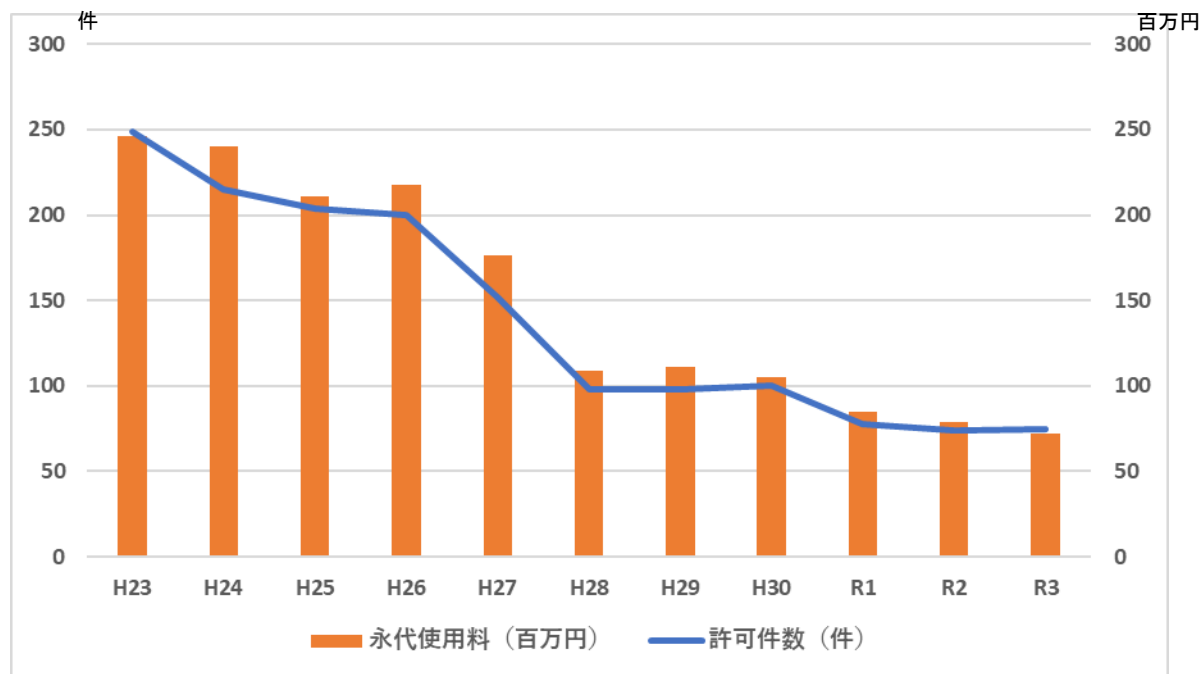
令和22年度までの20年間の墓所需要を試算したところ、墓所需要は約11,000件という推計結果が算出され、今後においても墓所の需要が継続的にあることが予測されます。

このことから、引き続き長期的な財政等の見通しを踏まえ計画的に墓所整備を行う必要があります。

また、墓所を求める市民へ適切な情報提供を行うなど、霊園に対する認知度のさらなる向上についても課題となっています。

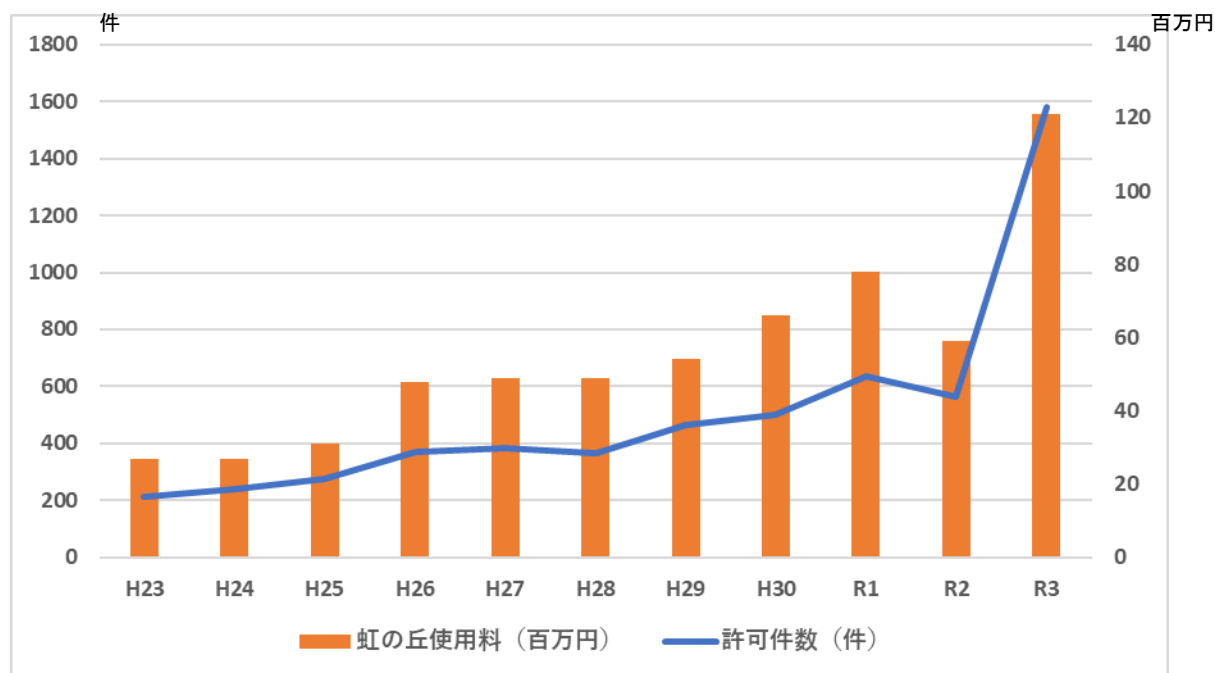
○過去 10 年間の墓所使用許可件数と永代使用料決算額

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
許可件数 (件)	249	215	204	200	152	98	98	100	78	74	75
永代使用料 (百万円)	246	240	211	218	176	109	111	105	85	79	72



○過去 10 年間の合葬墓「虹の丘」使用許可件数と使用料決算額

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
許可件数 (件)	210	239	273	370	383	365	465	499	637	562	1580
虹の丘使用料 (百万円)	27	27	31	48	49	49	54	66	78	59	121

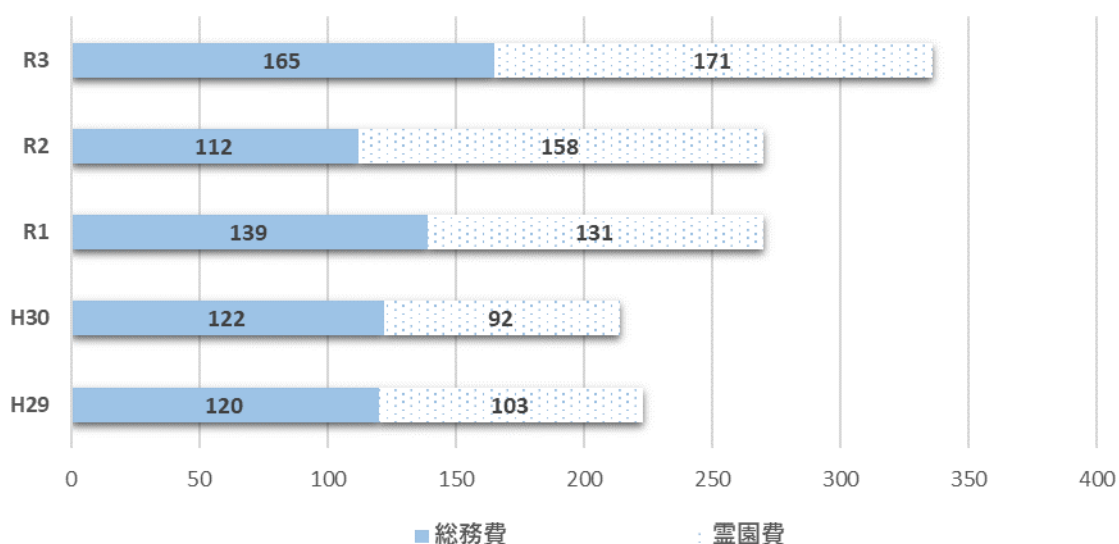


(5)歳出削減

近年の社会情勢による物価の上昇や施設の老朽化、有害鳥獣による被害等により、霊園の維持管理にかかるコストが増加傾向にあります。今後も、老朽箇所の更新工事が多数見込まれるため、より一層の効率的で効果的な手法の検討が必要です。

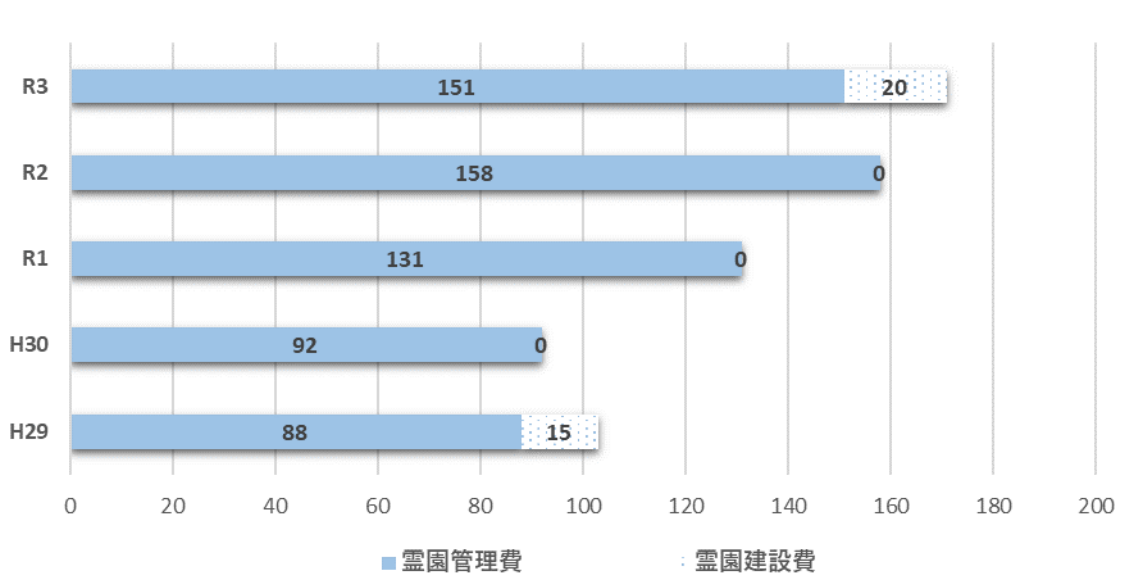
○過去5年間の歳出の内訳(決算、支出済額 積立金は除く)

(単位:百万円)



○過去5年間の霊園費の内訳(施設整備関連費用の内訳)

(単位:百万円)



第5章 飯盛霊園の今後の方向性

飯盛霊園の課題を踏まえ、今後の方向性を以下のように定めます。

1 基本理念

飯盛霊園は豊かな自然の中に整備され約60年の歴史を重ねながら、霊園内にある約 2,000 区画の墓所や合葬墓等を維持管理し、清潔さ、安心感、静かさ等のイメージを築いてきました。

近年、墓所に対する意識や社会的な変化が生じていますが、公立霊園としてこれからも永続的に安心して利用でき、またこの環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

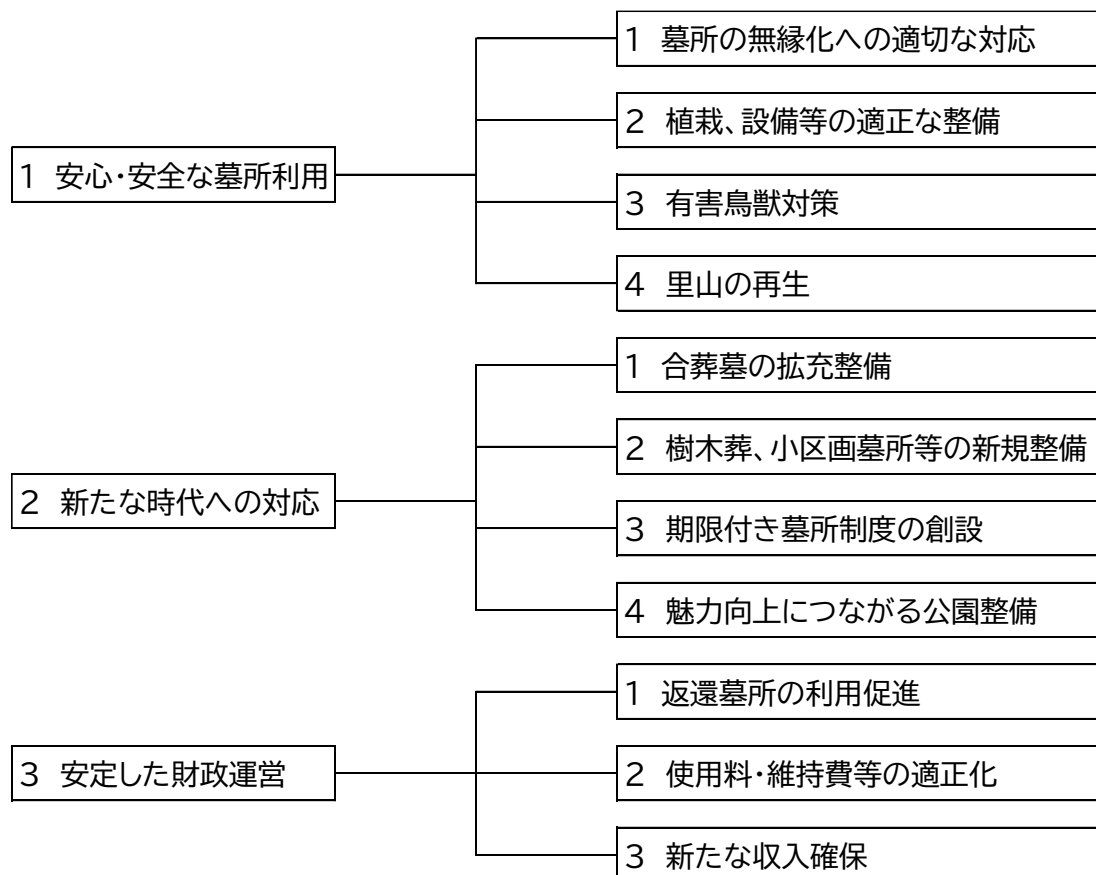
そのためにも、墓所利用者の満足度をより一層向上させるとともに、緑地機能を有する都市計画公園としての魅力も高め、関係市民や周辺住民等の方々にとっても安らぎと癒しを与える空間となっていくことが重要です。

このことから、基本理念を次のように定めます。

～魅力あふれる自然の中で、安らぎと癒しを与える空間を目指して～

2 施策体系

施策体系としては、大きく3つに分類しそれぞれの主な事業を位置付けます。



(1) 安心・安全な墓所利用

① 墓所の無縁化への適切な対応

従来 of 墓所の使用許可形態では、将来的に承継者がいない場合には墓所使用者が墓所返還手続きを行う必要がありますが、手続きが行われない場合には無縁化してしまうこととなります。

そのため、無縁化を防止するために事前の情報提供や相談事務の強化、飯盛霊園内での新たな改葬制度の構築など墓所使用者に寄り添ったさまざまな取組みを進めます。

② 植栽、設備等の適正な整備

霊園の造成から約60年を経過しようとしており、桜並木や道路沿いに植栽されている樹木の老木化が進んでいます。植栽樹木は飯盛霊園を特徴づける空間を創出するために桜やもみじを多く配置していますが、老木化への寿命への対応を行いつつ今後の維持管理を想定し、適切な植栽配置を検討のうえ再整備を進めます。

また、各施設等の老朽化も進んでいるため、老朽化による危険箇所への対応、墓参路の改修をはじめ、墓参者の休憩場所の確保や水道の凍結予防、案内表示板の改修など、霊園施設の再整備に取り組んでいきます。

③ 有害鳥獣対策

有害鳥獣対策としては、イノシシ等が外部から侵入を防止するための防護柵や捕獲のための箱罠の設置などを行っていますが、今後は防護柵の強化や墓所使用者への情報提供などより一層の効果的な対策を進めます。

また今後とも地元住民と飯盛霊園組合で構成する下田原地区有害鳥獣駆除対策協議会によるイノシシの捕獲等、連携、協働した取組みを進めます。

【防護柵、捕獲罠】



④ 里山の再生

霊園周辺の自然や、霊園内に残る里山については、倒木等が懸念される樹木等については早急に伐採するとともに、長期的な計画を作成のうえ適切な間伐、補植を行い、また多様な生物の生息環境を保全するなど、良好な緑の空間づくりを進めます。

(2) 新たな時代への対応

① 合葬墓の拡充整備

合葬墓については、近年申込件数が増加傾向にあり、設置済み記名板の約8割が使用許可となっています。今後も引き続き合葬墓の申込が多く見込まれるため、合葬墓正面の墓参路を改修し記名板の拡張整備等を検討します。

また、既存合葬墓の容量等の状況を見ながら、新たな合葬墓についても検討を進めます。

【記名板拡張整備予定地】



② 樹木葬、小区画墓所等の新規整備

近年、自然を感じられる新しい形態の墓地として樹木葬墓地についての関心が高まっていることから、13区及びやすらぎの森(6区付近)等への新たな整備を検討します。なお、13区樹木葬は解放感のある森の中の墓地を、やすらぎの森は既存の樹木を活用した、より森に近い墓地をイメージしたものとします。

また、小区画墓地の整備については、従来の墓所よりもさらに小さな区画の墓所のニーズが一定見込めるとともに、墓所区画数を増やすことで、限られた土地を有効に活用することができることから、使用者の管理負担を少なく低廉な墓所を供給するため、新たな整備を検討します。

【樹木葬整備予定地】



③ 期限付き墓所制度の創設

従来の墓所については、将来のお墓の維持管理に不安を持つ人が増えてきていますが、一方で自分が墓参できる間は個別の墓所で祭祀したいという要望も多くあり、一般墓所と合葬墓の中間的な墓所を求める使用者もおられます。

このことから、使用許可期間が経過した後は自動的に合葬墓に改葬される、“期限付き墓所制度”を創設することで、後継ぎがない方なども安心して個別の墓所を持つことができるようになります。

しかしながら、現行の法制度では遺骨の移動には使用者による改葬手続きが必要であることや、使用者が死亡していた場合には無縁改葬の手続きが必要なため、期限付墓所の制度設計には十分な法的検討を行い、期限経過後に合葬墓に滞りなく改葬できるように検討を進めます。

④ 魅力向上につながる公園整備

飯盛霊園は墓地としての機能と併せて都市公園としても位置づけられており、永続的に豊かな緑地保全が図られ、生物多様性などが保たれる場となるとともに、公園として市民の憩いの場としての機能も充実していく必要があります。

このことから、慰霊の場としての利用形態の特殊性も踏まえ、公園機能の整備にあたっては公園と霊園との間に、植物により季節感を醸し出す豊かな緑の空間となるような緩衝林を整備し、にぎわいを創出するエリアと静寂を保つ霊園エリアとの分離を行うなど、利用者の性質を十分に配慮して検討を進めます。

また、アンケートで希望が多かった飲食を伴う休憩施設については、当霊園の利用者も含め、周辺住民を含む関係市民などにも日常的な利用の場として活用される魅力ある公園として、霊園全体のコンセプトに合うような整備の検討を進めます。

【シンボルゾーン付近の整備後イメージパース】



(大阪産業大学の協力によりイメージ作成)

【公園利用の参考事例】

○知育・啓発施設(公設書店・カフェ等併設)

・福井県敦賀市 敦賀駅西地区土地活用事業「ちえなみき」

○公園店舗型カフェ(スターバックスコーヒー)

・富山県富山市「富岩運河環水公園」

・奈良県奈良市「鴻ノ池運動公園」

【全体の整備イメージ】



【シンボルゾーン付近の整備イメージ】



(3) 安定した財政運営

① 墓所の利用促進

墓所の返還や新規墓所の減少等に伴い、歳入については減少傾向にあります。維持管理に必要な費用を確保するためには墓所の使用者の確保が重要であるため、墓所の未整備区域における新たな整備や返還墓所の循環利用により使用者数の増を目指します。

併せて積極的かつ戦略的な周知・広報活動を行い、関係市民のほか、周辺市への認知度を高めるため、広報誌や新聞広告のほか、WEB広告やふるさと納税の返礼品など、様々な広報ツールを活用して広報活動を行います。

また、公園整備による霊園全体の魅力向上により、ハイキングやウォーキングなどの健康増進目的で利用される方々に向けても周知に努めます。

② 使用料・維持費等の適正化

近年の物価上昇や今後見込まれる墓所の再整備費用などを総合的に勘案し、適正な使用料、維持費、手数料の金額についての検討を行います。また、関係市外の墓所使用者が増加していることから、関係市民と市外住民との金額差についても再度検討を行い、虹の丘合葬料の金額設定などについても適正な負担を検討していきます。

また、維持費の支払い方法についても多様な選択肢を用意することで、支払率の向上が見込めるとともに、督促事務経費の軽減につなげることができると考えられることから、検討を進めます。

③ 新たな収入確保

財政運営の適正化においては、これまで以上に事務運営の効率化による支出抑制や使用料等の見直しによる収入増をめざしていきますが、併せて新たな収入確保策等を検討していきます。

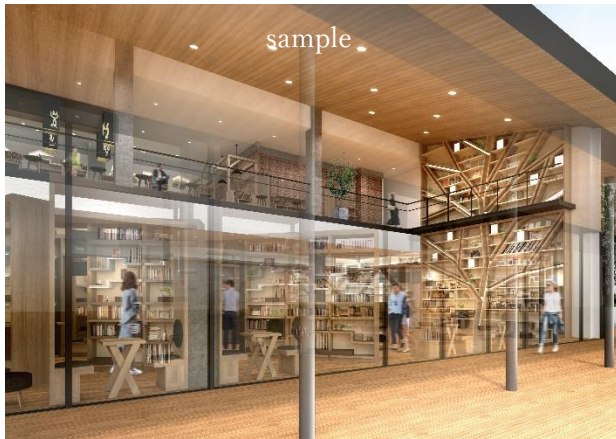
近年、事業の費用調達のために寄付金など多くの人から資金を募る、クラウドファンディングが多くのプロジェクトで行われており社会的な認知も広まっています。

例えば霊園内の樹木の植え替えにあたっては、樹木に寄付者のネームプレートを設置するなど、多くの方々から協賛、協力をいただけるようなプロジェクトを検討し、新たな収入確保についても検討を進めます。

【公園利用の参考事例】

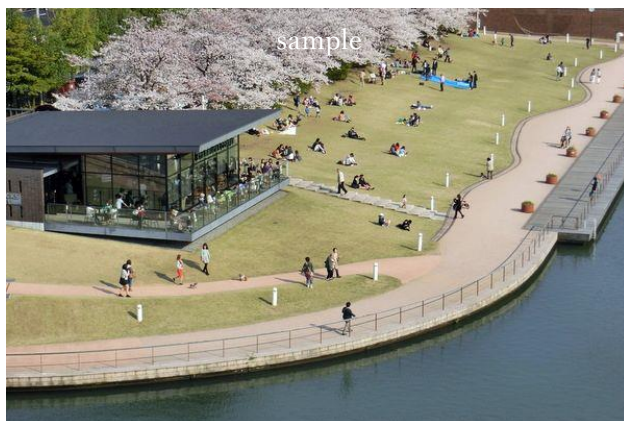
○知育・啓発施設(カフェ等併設)

- ・福井県敦賀市「ちえなみき」
- ・業態:公設書店(書籍販売)
- ・開業:令和4年9月1日



○公園店舗型カフェ(スターバックスコーヒー)

- ・富山県富山市「富岩運河環水公園」



- ・奈良県奈良市「鴻ノ池運動公園」

